

2025 年 12 月 1 日

お客さま各位

株式会社 北都銀行

「振り込め詐欺救済法」に関するご相談窓口について

「振り込め詐欺救済法（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律）」は、振り込め詐欺等の被害に遭われた方のために、犯罪に利用された金融機関の預金口座に残っている資金（犯罪被害資金）について、被害者の方々に返還する手続等を定めた法律です。

振り込め詐欺等の被害に遭い資金を振り込まれた方、振り込め詐欺等の被害に遭った可能性のある方は、お振込先の金融機関へ速やかにお申し出ください。

北都銀行の預金口座に振り込め詐欺等の犯罪被害資金を振込された方は、下記のご相談窓口までご連絡ください。

＜「振り込め詐欺救済法」に関するご相談窓口＞

北都銀行 コンプライアンス部 金融犯罪対策室

TEL：018-803-0085

【受付時間】 平日 9：00～17：00

なお、本法律に基づく資金の返還につきましては、預金債権等の消滅に係る公告、被害回復分配金の支払申請に係る公告等の手続を行う必要がありますので、実際に資金をお返しするまでに一定の期間を要することになります。

※「預金保険機構」のホームページで、振り込め詐欺等の振込先になった預金口座が、返還の対象となるかを確認することができます。

「振り込め詐欺救済法に基づく公告」

ホームページアドレス <https://furikomesagi.dic.go.jp/>

以 上